紀北町公共施設等総合管理計画

2017 年(平成 29 年)3月策定

2025 年(令和7年)3月改訂

紀　北　町

目　次

序 章 公共施設等総合管理計画の背景と位置づけ
　１．計画策定の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　２．計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　３．計画期間の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　４．計画の対象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

第１章 本町の状況
　１．人口に関する状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　２．財政に関する状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
　３．保有する公共施設等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
　４．長寿命化対策をする場合の将来の更新費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
　　４－１　公共建築物長寿命化による建替え年数の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
　　４－２　インフラ施設長寿命化による更新年数の伸長・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
　５．公共施設等に係る課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

第２章 公共施設等に関する基本方針
　１．全庁的な取組体制の構築やＰＤＣＡサイクルの推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・２９
　２．公共施設等の管理に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９

第３章 公共施設等の施設類型ごとの管理に関する基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ３２

第４章 フォローアップの方針等
　１．フォローアップの実施方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
　２．庁内の情報管理と共有 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
　３．町民との情報共有 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３

序章 公共施設等総合管理計画の背景と位置づけ

１．計画策定の背景

全国的に高度経済成長期に整備した公共建築物及びインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）の老朽化が進み、大規模改修や建替えの時期が集中的に迫っている一方、厳しい財政状況に加え、今後、少子高齢化・人口減少等の社会情勢の変化に伴い、公共施設等の利用ニーズの変化への対応も必要となることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、その配置の最適化を行い、サービスの質は維持しつつも財政負担を軽減・平準化することが必要となってきています。

そこで、2014 年４月 22 日に総務省から各地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画」策定要請がありました。この計画は、地方公共団体が所有する公共施設等の全体の状況を把握し、公共施設等の管理に関する基本的な方針を定める計画となります。

紀北町（以下、「本町」という。）においても、公共施設等の状況を把握し、その配置を最適化することで財政負担の軽減・平準化を実現するために「紀北町公共施設等総合管理計画【全体計画】」（以下、「本計画」という。）を 2017 年３月に策定、2023 年３月に改訂しました。

今回は 2023 年 10 月に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について」に基づき、本計画の改訂を行うことになりました。

今回改訂する本計画は、本町の具体的な施設の状況に基づき、長期的な視点をもって、公共施設マネジメントを推進する観点から、内閣府の定める「経済財政運営と改革の基本方針」等も踏まえつつ、2024 年３月に策定した「紀北町公共施設等総合管理計画【公共施設（建物）個別施設計画】」（以下、「個別施設計画」という。）と連動した、適切な公共施設等の管理推進を目的とします。

２．計画の位置づけ

本計画は、本町の最上位計画である「紀北町総合計画」（以下、「総合計画」という。）を含めた町の関連計画との整合を図るとともに「総合計画」と連動し、分野横断的に施設面における基本的な取組の方向性を示すものです。

また、公共施設等の個別具体的な方針を定めた「個別施設計画」の上位計画として位置づけられます。

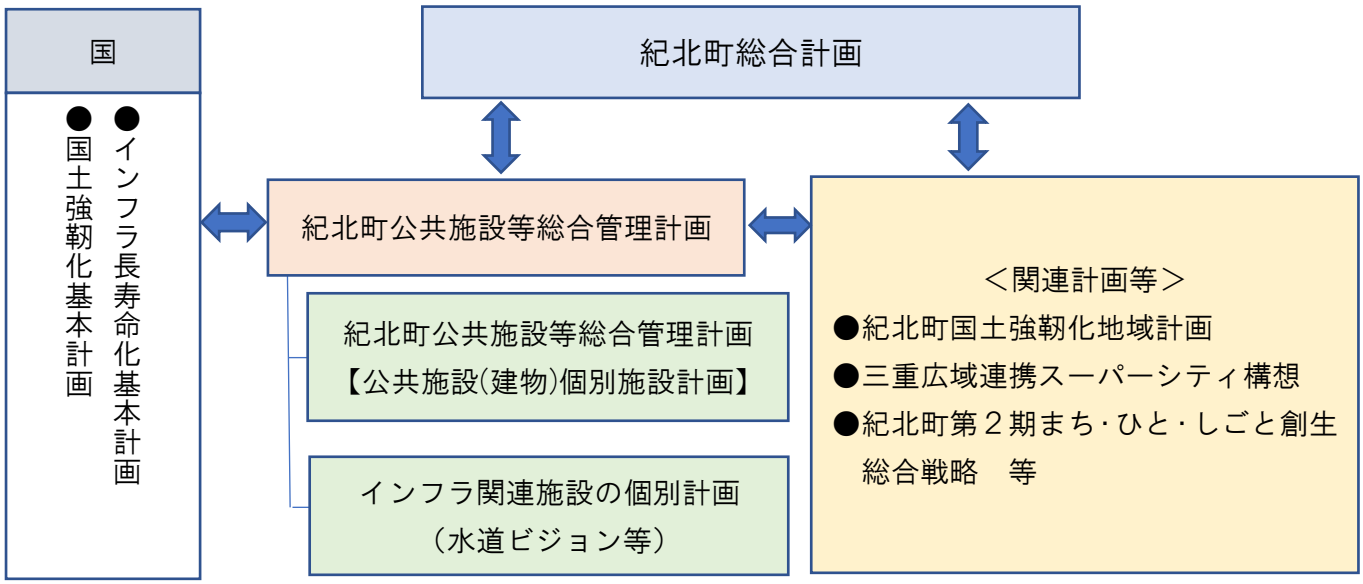

３．計画期間の設定

計画期間は、2018 年度から 2057 年度の 40 年間とします。ただし、10 年ごとに計画の見直しと現状分析を行い、計画を更新することとします。

なお、社会情勢等の動向を把握しつつ、計画期間途中にも適宜見直しを行うことができるよう、柔軟性を持たせます。

４．計画の対象

本計画において対象とする公共施設等は庁舎、学校、公民館などの公共建築物及び道路、橋りょう、上下水道などのインフラ施設とします。

本計画内においては公共建築物とインフラ施設を併せ「公共施設等」とします。

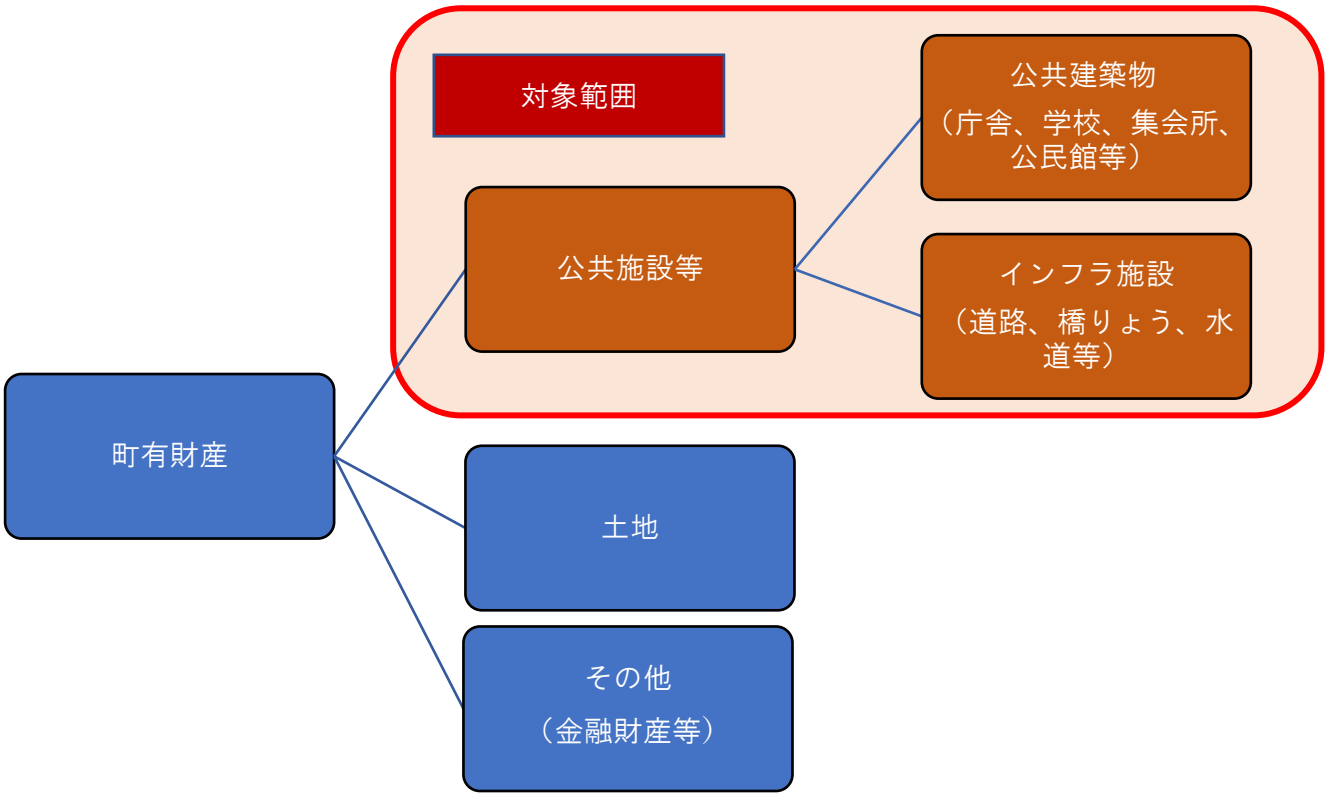

第１章　本町の状況

１．人口に関する状況

（１）人口の推移と将来予測

本町の総人口は、2020 年には 14,604 人となり、2010 年と比較して 4,007 人減少しています。

年少人口（０～14 歳）は、2020 年には 1,165 人となり、2010 年と比較して 819 人減少、生産年齢人口（15～64 歳）は、2020 年には 6,723 人となり、2010 年と比較して 3,056 人減少、老年人口（65 歳以上）は、ほぼ横ばいで 2015 年は 2010 年と比較して増加しましたが、2020 年には 6,716 人となっており、2010 年と比較して 65 人減少しています。

今後も、総人口の減少が予測され、2050 年の総人口は 6,336 人となり、年少人口・生産年齢人口・老年人口ともに、減少する見込みです。

■総人口及び年齢３区分別人口の推移

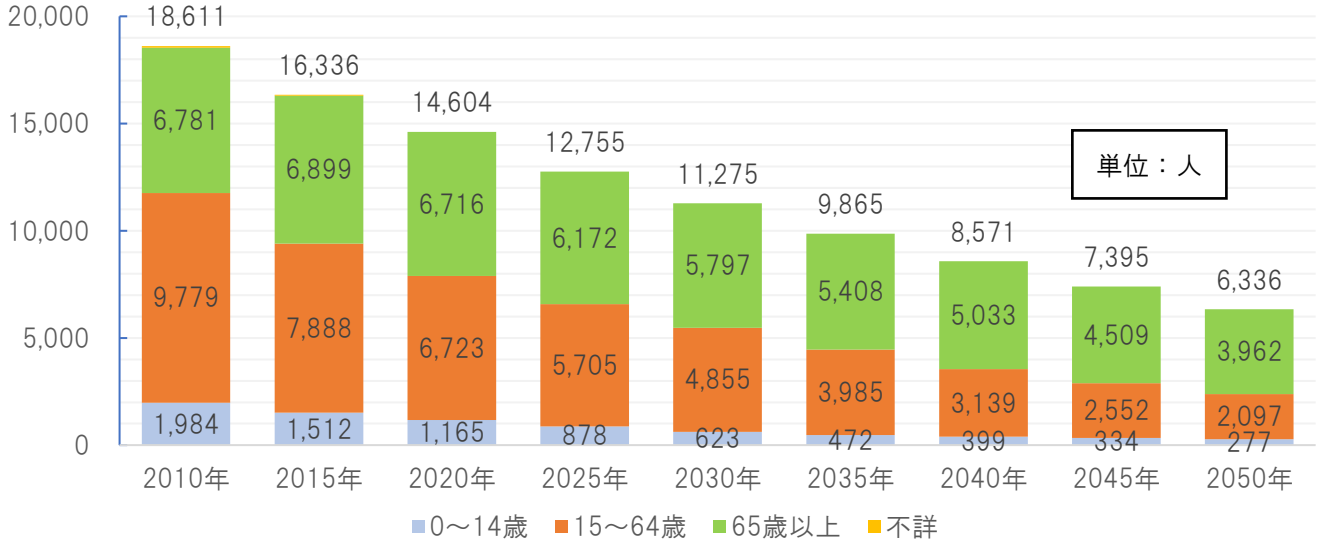

■総人口に占める年齢３区分別割合の推移

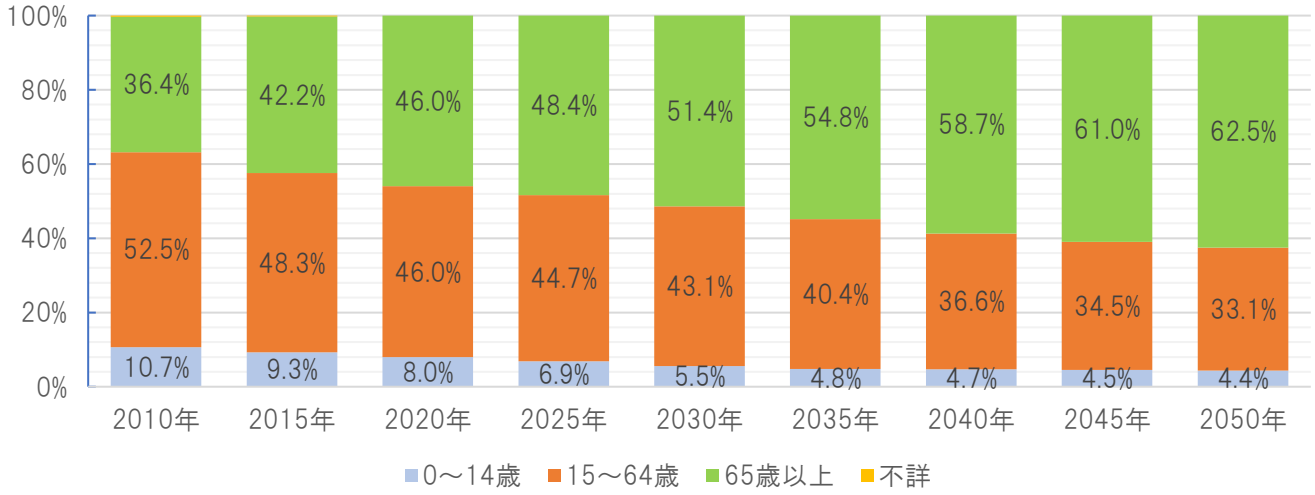

（出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口(2023 年)推計』）

※2020 年までは実測値、2025 年以降は社人研推計値

※2010 年、2015 年は年齢不詳を含みます。

（２）人口構造の変化

2020 年は総人口 14,604 人のうち 65 歳以上の人口が 46.0%、2050 年は総人口 6,336 人のうち 65 歳以上の人口が 62.5%となり、少子高齢化が予測されています。

■本町の性別５歳年齢階級別人口ピラミッドの推移（単位：人）

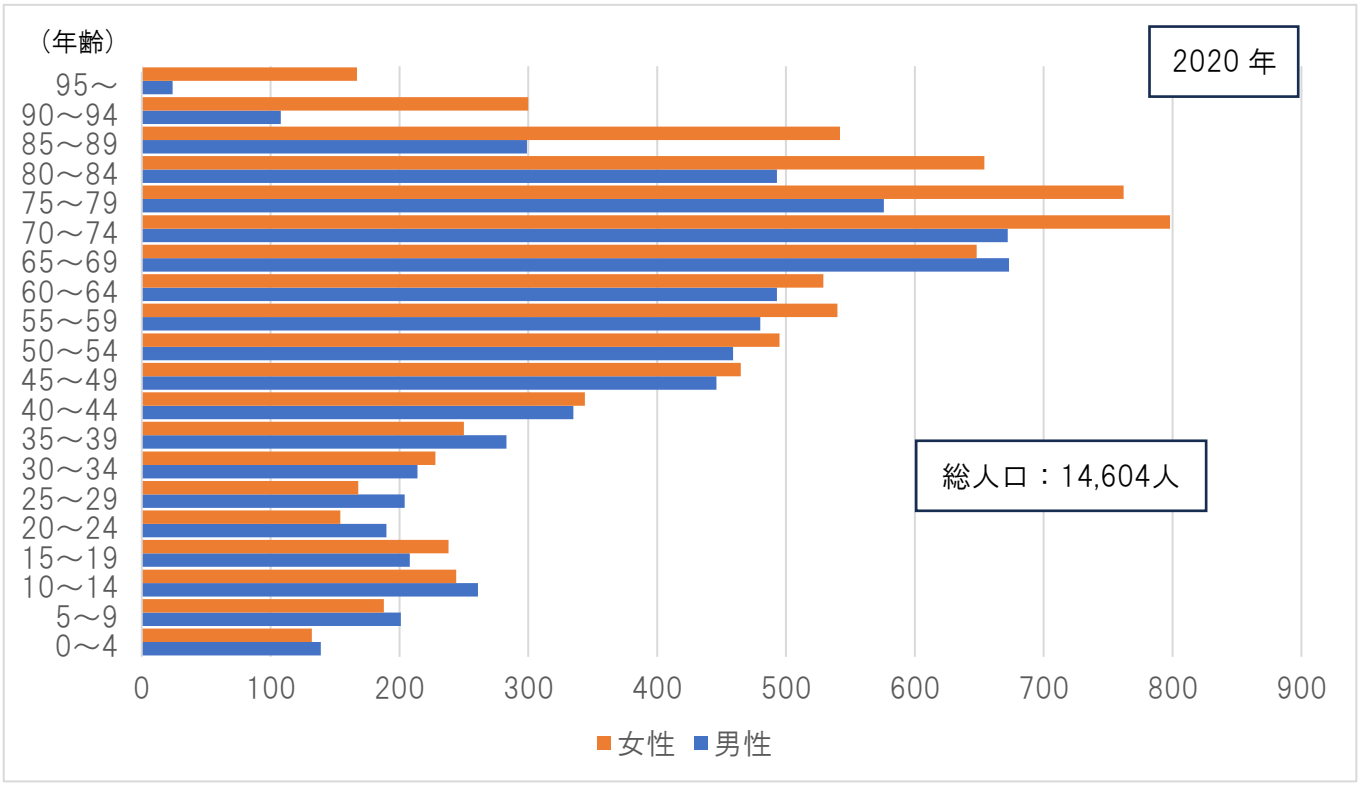

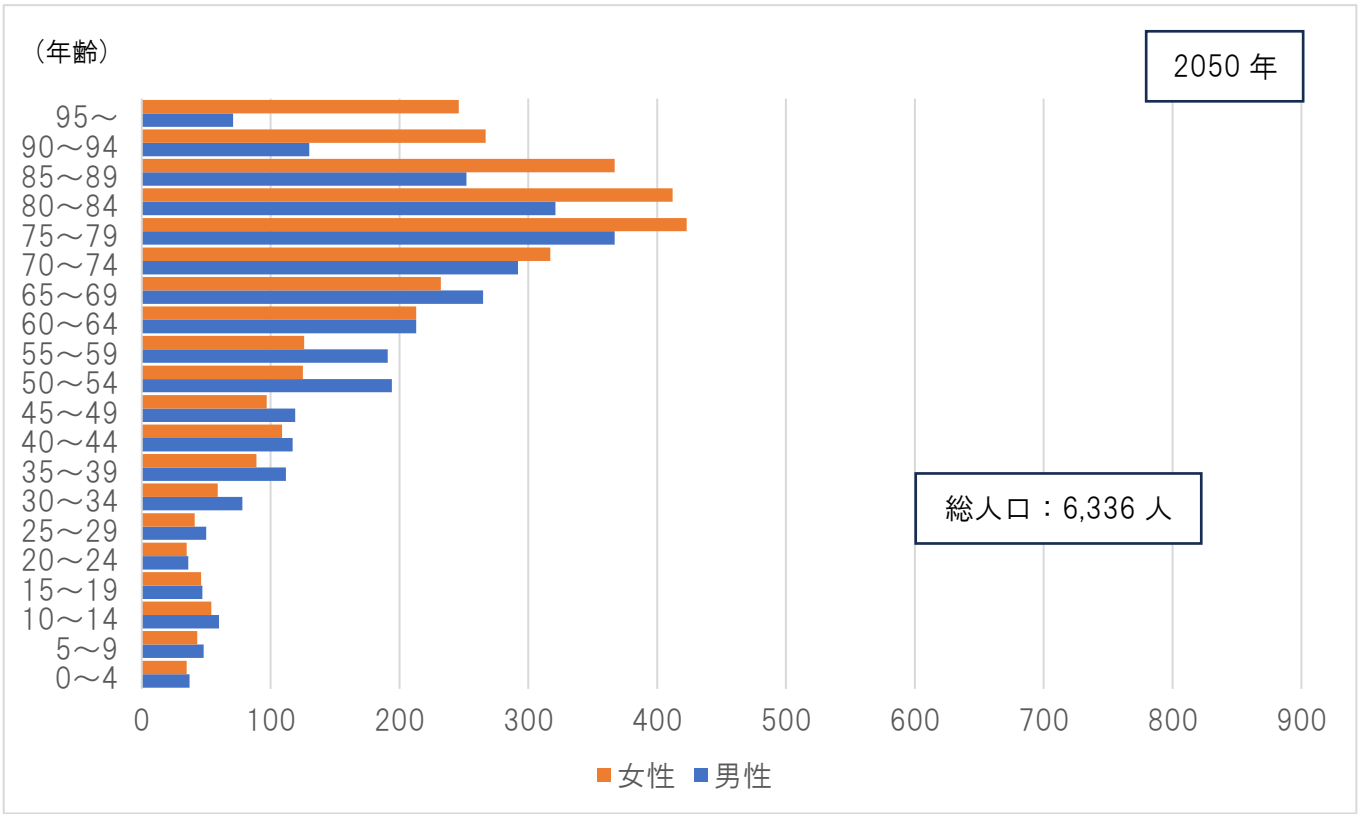

（出典：国立社会保障・人口問題研究所「市区町村別の男女･年齢（５歳）階級別将来推計人口」）

２．財政に関する状況

（１）歳入の推移

本町の歳入総額（一般会計）は、過去 10 年間を見ると 2020 年度が約 129.4 億円と最も多く、2014 年度は約 99.5 億円と最も少なくなっています。増減はあるものの、過去 10 年間の平均は、約 110.1 億円です。歳入の内訳を見ると、町税は 2014 年度と比較して減少しており、10 年間の平均は約 14.6 億円となっています。なお、2020 年度においては、新型コロナウイルス感染症対策にかかる国の補助などの理由で、国庫支出金が増加しています。

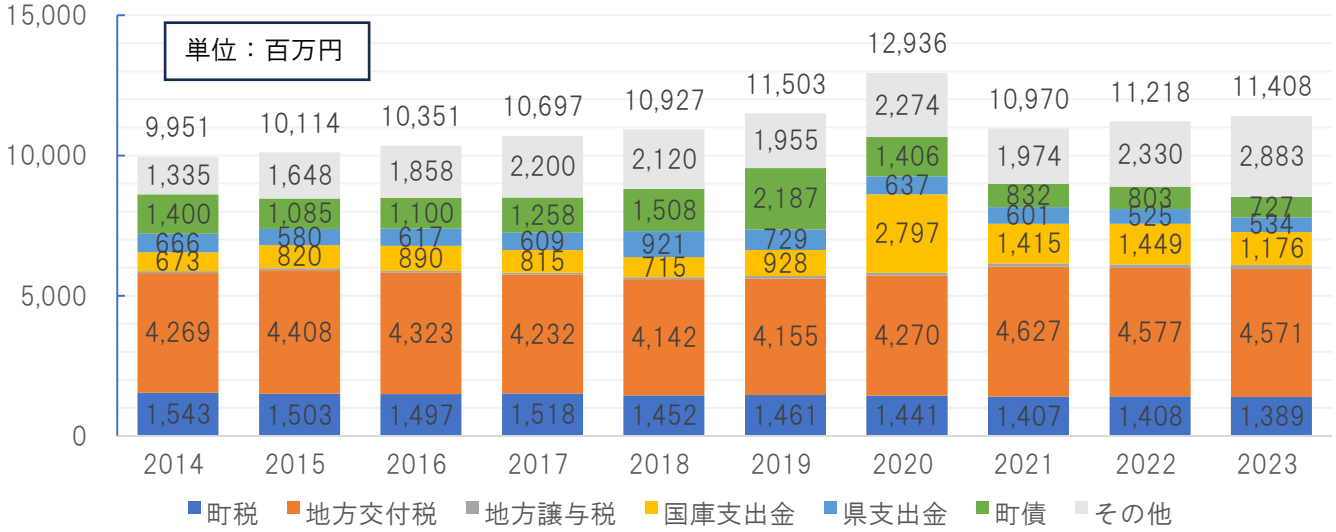

※金額が少ない科目があるため、表示額と合計値が一致していません。

（２）歳出の推移

本町の歳出総額（一般会計）の過去 10 年間の平均は、約 104.5 億円/年となっています。

2018 年度と 2019 年度で公共施設等を整備する費用である投資的経費が多くなっており、2020 年度においては、新型コロナウイルス感染症対策にかかる事業により補助費等が増加しています。

なお、扶助費（社会保障制度の一環として生活困窮者、身体障害者等に対して、その生活を維持するために支出される経費）は増加傾向にあります。

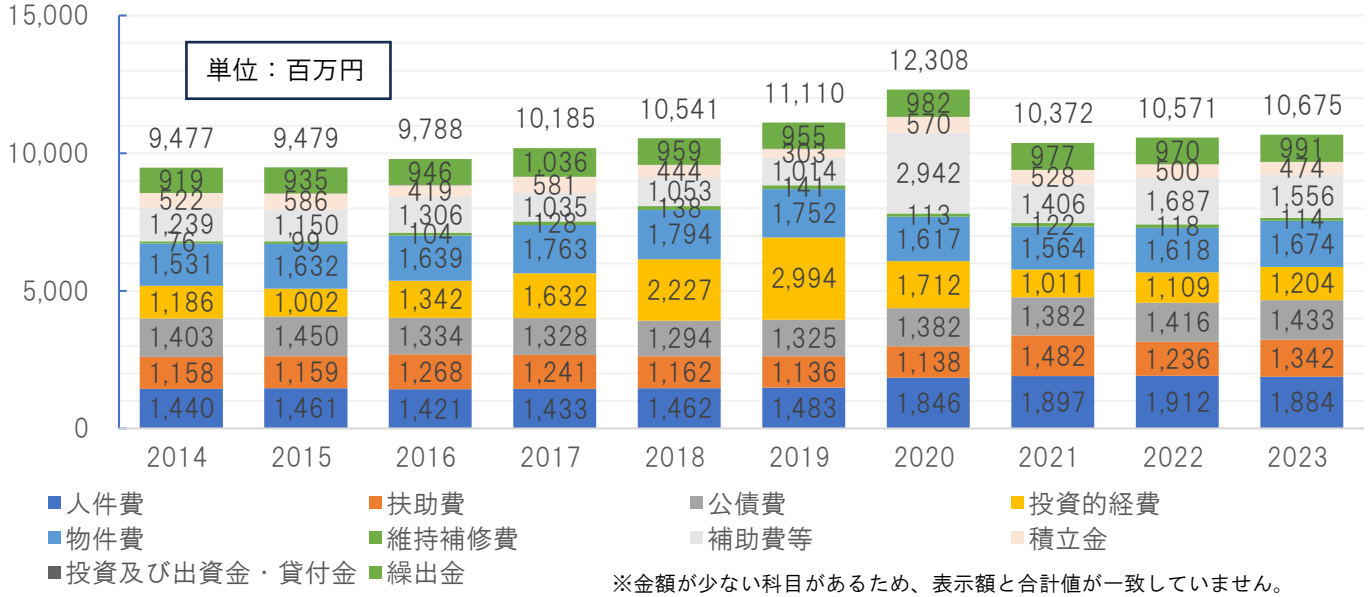

※金額が少ない科目があるため、表示額と合計値が一致していません。

３．保有する公共施設等の状況

（１）対象とする公共建築物の状況

本町の固定資産台帳を基にした公共建築物（一般会計）の状況と推移は、以下の表のとおりです。

総延床面積は、固定資産台帳を整備した 2016 年度末では 134,070 ㎡、2022 年度末で 135,333 ㎡となり、最も延床面積の多い施設分類は「学校教育施設」の 48,611 ㎡であり、全体の約 35.9%となります。

施設分類/年度・面積	2016 年度末	2022 年度末		面積の増減
	面積（㎡）	面積（㎡）	割合	（㎡）
集会施設	11,340	11,441	8.5%	101
公民館	6,458	6,458	4.8%	0
文化施設	2,969	2,524	1.9%	▲445
博物館等	671	523	0.4%	▲148
スポーツ施設	5,545	6,944	5.1%	1,399
ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ施設・観光施設	5,011	5,011	3.7%	0
保養施設	379	379	0.3%	0
産業系施設	3,538	3,538	2.6%	0
学校教育施設	50,959	48,611	35.9%	▲2,348
旧学校	2,643	4,391	3.2%	1,748
教員住宅	1,647	1,562	1.2%	▲85
その他教育施設	925	1,565	1.2%	640
幼稚園・保育園・こども園	3,244	3,244	2.4%	0
高齢福祉施設	3,217	3,574	2.6%	357
障がい福祉施設	731	731	0.5%	0
保健施設	310	310	0.2%	0
庁舎等	7,304	7,334	5.4%	30
消防施設	2,067	2,067	1.5%	0
その他行政系施設	415	415	0.3%	0
公営住宅	15,504	15,299	11.3%	▲205
公園	108	156	0.1%	48
供給処理施設	7,837	7,837	5.8%	0
その他	1,221	1,393	1.0%	172
排水機場施設	27	27	0.0%	0
合計	134,070	135,333	100%	1,263

2022 年度末時点の固定資産台帳を基にした、本町全体の公共建築物の施設分類ごとの年代別延床面積は、次のとおりです。

旧耐震基準となる 1981 年以前に建設した公共建築物は 52,810 ㎡（39.0%）、1982 年以降に建設した公共建築物は 82,522 ㎡（61.0%）です。

2022 年度末時点で、築 50 年以上の建物が 19.6%あり、その多くが学校教育施設です。

旧耐震基準の施設については耐震化の方針に基づいて工事を進めていきますが、耐用年数を超えて老朽化が進行していくと、建替えを行う必要が生じてきます。

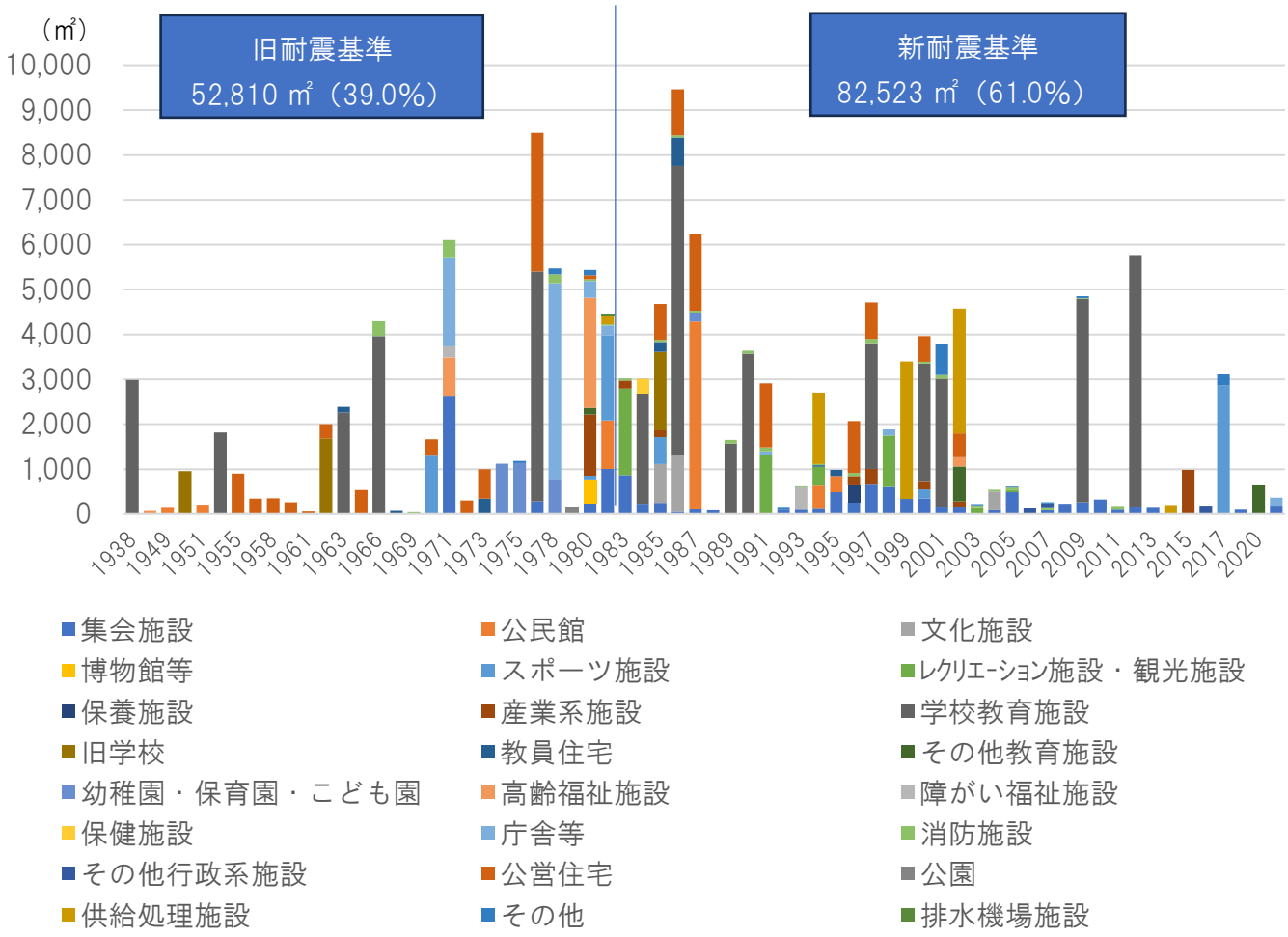

築年数	延床面積(㎡)	割合
築 20 年未満	18,682	13.8%
築 20 年以上 30 年未満	28,324	20.9%
築 30 年以上 40 年未満	32,492	24.0%
築 40 年以上 50 年未満	29,340	21.7%
築 50 年以上	26,494	19.6%

2022 年度時点における、本町の公共建築物の利用者人数と維持管理経費は次のとおりです。
利用者人数とは、施設の１年間の累計利用人数を表します。

【公共建築物の利用者人数（2022 年度　単位：人)】　　（）は施設数

集会施設（５６）				博物館等（１）	
白浦集会所	220	宮本集会所	350	海山郷土資料館	2,200
馬瀬多目的集会施設	210	出垣内集会所	390	スポーツ施設（６）	
中里集会所	170	本町会館	310	海山体育館	1,400
船津集会所	420	松本会館	200	多目的広場	11,600
新田多目的集会施設	220	中桐会館	270	東長島スポーツ公園	18,900
		コミュニティセンター	40	海山グラウンド	1,900
小松原集会所	200	久野会館		志子体育館	2,000
小山浦集会所	390	山本集会所	1,260		
矢口浦集会所	520	十須集会所	40	紀北健康センター	52,000
島勝浦集会所	420	鯨集会所	90	ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ施設・観光施設（９）	
相賀集会所	1,380	下地集会所	70	種まき権兵衛の里	25,150
宇山集会所	140	田山集会所	140	キャンプｉｎｎ海山	22,310
木津集会所	0	中州集会所	230	体験型イベント交流施設【けいちゅう】	420
長浜集会所	290	渡利集会所	1,210	ふれあい広場マンドロ	2,460
細野集会所	30	大原集会所	70	観光サービスセンター	13,970
河内集会所	120	志子奥集会所	330	道瀬地区海岸施設	0
中新田集会所	90	片上２区集会所	180	和具海岸バースハウス	8,550
汐見集会所	570	此ヶ野集会所	60	比幾海岸バースハウス	1,630
便ノ山多目的集会施設	120	上里集会所	880	黒浜海岸バースハウス	2,070
前柱集会所	40	（旧）島地教育集会所	0	保養施設（１）	
小浦集会所	70	紀北町地域振興会館	12,000	きいながしま古里温泉	37,450
引本浦集会所	900	中川会館	0	産業系施設（９）	
生熊集会所	100	公民館（７）		紀勢自動車道地域振興施設	545,840
名倉集会所	170	赤羽会館	30	道の駅海山	90,750
出垣内構造改善センター	550	海山公民館	9,900	小山浦農産物加工施設	120
中原多目的集会施設	40	東長島公民館	15,600	島勝漁村センター	2,210
呼崎集会所	480	三浦会館	1,500	紀北町木材乾燥機場	150
戸ノ須集会所	120	古里会館	100	農村婦人の家	60
片上集会所	200	引本会館	1,300	古里自然休養村管理センター	120
道瀬集会所	180	海野会館	100	紀北町林業総合センター	510
山居集会所	120	文化施設（４）		栃山林業倉庫	0
千歳集会所	250	生涯学習センター	9,900		
平岩新町集会所	170	長島多目的会館	3,200		
中ノ島会館	690	木工陶芸工房	350		
西井ノ島集会所	230	若者センター	2,200		
東井ノ島会館	480				

【公共建築物の利用者人数（2022 年度　単位：人)】　　（）は施設数

学校教育系施設（１２）		幼稚園・保育園・こども園（５）		消防施設（３０）	
三浦小学校	14	紀伊長島幼稚園	16	馬瀬消防団詰所	50
東小学校	88	（旧）赤羽保育園	20	船津消防団詰所	50
西小学校	95	（旧）志子保育園	0	上里消防団詰所	50
赤羽小学校	23	（旧）ふなつ幼稚園	0	引本消防団詰所	50
相賀小学校	141	（旧）引本幼稚園	0	呼崎消防団詰所	50
矢口小学校	15	高齢福祉施設（４）		横町消防団詰所	50
船津小学校	33	老人いこいの家	0	地蔵町消防団詰所	50
上里小学校	36	紀北町在宅介護支援センター	2,570	出垣内消防団詰所	50
紀北中学校	137	老人ホーム赤羽寮	1,310	十須消防団詰所	50
赤羽中学校	6	特別養護老人ホーム赤羽寮	800	松本消防団詰所	50
潮南中学校	88	障がい福祉施設（２）		井ノ島消防団詰所	50
三船中学校	26	紀北町デイサービスセンター	8,350	片上消防団車庫	50
旧学校（４）		ひのきの会作業施設	1,200	海野消防団詰所	50
（旧）海野小学校	800	保健施設（１）		道瀬消防団詰所	50
（旧）引本小学校	6,420	紀北町保健センター	500	古里消防団詰所	50
（旧）志子小学校	90	庁舎等（５）		前山消防団詰所	50
（旧）白浦小学校	0	渡利選挙倉庫	130	三浦消防団詰所	50
教員住宅（９）		旧津地方法務局紀伊長島出張所	50	中ノ島消防団詰所	50
西小教員住宅	0	久野書庫	30	志子消防団詰所	50
井ノ島教員住宅	3	紀北町役場海山総合支所庁舎	20,000	山本消防団詰所	50
赤羽小教員住宅	2	紀北町役場本庁舎	60,000	新町消防団車庫	50
相賀小学校校長住宅	0	消防施設（３０）		長浜消防団車庫	50
船津小学校教員住宅	1	白浦消防団車庫	50		
三船中教員住宅	2	矢口消防団詰所	50		
相賀小教員住宅（元気の会）	0	小山消防団詰所	50		
矢口小校長住宅	0	渡利消防団車庫	50		
潮南中教員住宅	0	相賀消防団詰所	50		
その他教育施設（２）		中里消防団車庫	50		
海山学校給食センター	12	防災備蓄倉庫	50		
紀伊長島学校給食センター	15	島勝浦消防団詰所	50		

※学校教育系施設・紀伊長島幼稚園は児童/生徒数、教員住宅は入居者数、給食センターは職員数

【公共建築物の利用者人数（2022 年度　単位：人)】　　（）は施設数

その他行政系施設（７）	
三浦防災倉庫	20
白浦中継局	10
津波避難ステーション（白浦）	0
津波避難ステーション（引本赤石）	0
津波避難ステーション（引本本町）	0
津波避難タワー（中州）	50
城腰山中継局	10
公営住宅（２９）	
小松原住宅	2
旧相賀警察官住宅	0
西町警察住宅	0
相賀団地	1
小山団地（旧）	6
生熊団地	0
大湯団地 A～B	9
汐ノ津呂団地	23
あけぼの団地（A、B 棟）	34
あけぼの団地（C）	32
矢口白越団地	12
小山団地（改）	35
前桂団地（2 年・3 年）	28
引本団地 A 棟・B 棟	5
長浜輪戸団地	14
小松原みどり団地	11
小松原第 2 みどり団地	14
田山坂団地	2
赤岩団地	6
倉の下団地	7
山居団地（S30）	4
山居団地（S58）	9
戸ノ須団地	5
中ノ島団地	8

公営住宅（２９）	
天摩団地	10
萩原川団地	7
船付団地	0
志子団地	12
志子第 2 団地	17
公園（１）	
赤羽公園	4,400
供給処理施設（５）	
海山不燃物処理場	4,000
紀伊長島リサイクルセンター	5,750
海山リサイクルセンター	7,800
紀北クリーンセンター	1,600
環境衛生センター	3,450
その他（１３）	
馬瀬公衆トイレ	3,100
荷坂峠トイレ	3,500
熊野古道ツヅラト峠トイレ	3,500
小山浦農村公園便所	120
木津奥公衆便所	24,000
火葬場浄聖苑	2,000
小山浦海岸トイレ	3,200
墓地管理人住宅	0
旧ＢＧ艇庫	50
相賀本町倉庫	100
加田資材倉庫	950
三浦テント倉庫	100
海山総合支所倉庫	1,500

排水機場施設（８）	
相賀排水機場	10
上里排水機場	10
中里排水機場	10
船津川排水機場	10
出垣内排水機場	10
山本排水機場	10
汐見排水機場	10
汐ノ津呂排水機場	10

※公営住宅は入居者数

【各公共建築物の年間維持経費（2022 年度)】（単位：千円）

施設分類	維持管理経費	減価償却費	計
集会施設	13,930	38,725	52,655
公民館	30,167	17,833	48,000
文化施設	13,395	3,550	16,945
博物館等	2,024	0	2,024
スポーツ施設	74,403	42,537	116,940
ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ施設・観光施設	83,890	24,725	108,615
保養施設	32,788	4,489	37,277
産業系施設	16,587	35,326	51,913
学校教育系施設	114,404	136,517	250,921
旧学校施設	23,625	15,859	39,484
教員住宅	652	0	652
その他教育施設	109,665	15,935	125,600
幼稚園・保育園・こども園	1,646	2,455	4,101
高齢福祉施設	34,512	4,498	39,010
障がい福祉施設	2,584	3,501	6,085
保健施設	1,089	1,116	2,205
庁舎等	70,482	40,972	111,454
消防施設	1,702	3,289	4,991
その他行政系施設	596	3,538	4,134
公営住宅	12,284	26,720	39,004
公園	3,180	764	3,944
供給処理施設	460,494	69,461	529,955
その他	29,013	7,915	36,928
排水機場施設	21,641	1,845	23,486

維持管理経費：施設を運営するのに必要な物件費、負担金等の合計

減価償却費：減価償却中の建物等の年間減価償却費の合計

計：維持管理経費と減価償却費の合計値で、施設を１年間運営するのに必要なコスト

【公共建築物の減価償却率の推移】

	2020 年度末	2021 年度末	2022 年度末
建物	77.3%	78.3%	78.8%

※減価償却率：建物の取得価額に対する減価償却累計額の割合によって算出される指標で、資産の老朽化に伴い数値が上昇します。（減価償却率の算出式：建物の減価償却累計額÷取得価額）

現有の施設を今後も維持していくためには、建築物に係る費用だけではなく、運営に係るコストの縮減にも努めていく必要があります。本町の施設分類の中では、多くの学校教育系施設で、耐用年数を超えた、あるいは間近な建物の老朽化が目立ち、今後の更新（いわゆる建替え）が必要と考えられます。

このため更新するための費用と、更新後の減価償却費の増加が予測されます。

固定資産台帳整備後から 2022 年度までの公共建築物における主な工事（改修・除却等）の実績（工事費 300 万円以上）は、以下のとおりです。

施工年度	工事名	工事金額(千円)
2016	紀北町役場事務室　扉設置他工事	4,560
	東小学校管理棟他　屋上防水改修工事	5,006
	東長島公民館　玄関屋上防水改修工事	3,710
	紀伊長島郷土資料館　内部造作工事	7,315
	三船中学校体育館　トイレ及び浄化槽改修工事	4,577
	町営住宅　解体工事（生熊、上里、中ノ島、山居、山本）	3,862
2017	キャンプイン海山　外流し設置他工事	3,203
	町内小学校　トイレ改修工事	4,132
	海山公民館　東長島公民館　天井落下防止工事	4,601
	旧給食センター他　解体工事	11,004
	汐ノ津呂団地　屋上防水改修他工事	3,365
	東長島公民館　屋上防水改修工事	4,644
2018	多目的会館　改築工事	195,952
	町内小中学校幼稚園　トイレ洋式化工事	6,432
	旧紀伊長島郷土資料館　解体工事	3,021
	老人ホーム赤羽寮　改修工事	5,957
	キャンプ inn 海山　改修工事	4,622
	あけぼの団地Ａ棟　外壁塗装改修工事	5,414
	紀伊長島体育館　解体工事	41,118
	東長島公民館　屋上防水改修他工事	6,588
	西小学校プール管理棟屋根修繕他工事	3,154
2019	老人ホーム赤羽寮　トイレ改修他工事	7,222
	若者センター　屋上防水改修他工事	5,105
	あけぼの団地Ｂ棟　屋根防水改修工事	5,424
	船津川排水機場　屋上防水改修他工事	5,500
	船津出張所　移転改修工事（中里集会所）	4,730
	町営住宅　解体工事（中ノ島、山居）	3,830

施工年度	工事名	工事金額(千円)
2020	紅ヶ平浄水場　屋根防水改修工事	3,834
	町内小中学校　改修工事	4,252
	旧引本小学校　改修工事	32,398
	町民センター　解体工事	57,270
	老人ホーム赤羽寮　渡り廊下改修工事	6,732
	キャンプ inn 海山　平尾コテージ屋根葺き替え工事	7,128
	本庁舎　改修工事	5,228
	引本会館・海山公民館　改修工事	3,515
	あけぼの団地Ｂ棟　外壁改修工事	6,873
	海山図書室等　改修工事	67,383
2021	老人ホーム赤羽寮　改修工事	3,069
	海山総合支所　改修工事	29,729
	本庁舎　改修工事	7,036
	あけぼの団地　改修工事	9,766
2022	放課後児童クラブ　施設整備工事	4,657
	海山体育館　カーテン取替工事	4,103
	あけぼの団地Ｃ棟　改修工事	14,139

※固定資産台帳：固定資産（土地、建物、備品、道路、公園等）を、その取得から除却（固定資産を廃棄し、その帳簿価額を除くこと）に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、取得価格、耐用年数等のデータを網羅的に記載したもの

（２）公共建築物延床面積の近隣自治体との比較

2022 年度末時点の本町の公共建築物延床面積の合計は 135,333 ㎡であり、県内の近隣自治体と比較すると、人口一人当たりの面積では、平均値より高い値となっています。

団体	延床面積(㎡)※①	人口(人)※②	一人当たり面積(㎡)
紀北町	135,333	13,990	9.7
大紀町	89,000	7,298	12.2
大台町	84,636	8,317	10.2
尾鷲市	104,285	15,677	6.7
熊野市	169,930	15,165	11.2
御浜町	50,525	7,852	6.4
紀宝町	64,562	10,208	6.3
平均値(本町除く)	93,823	10,752	8.8

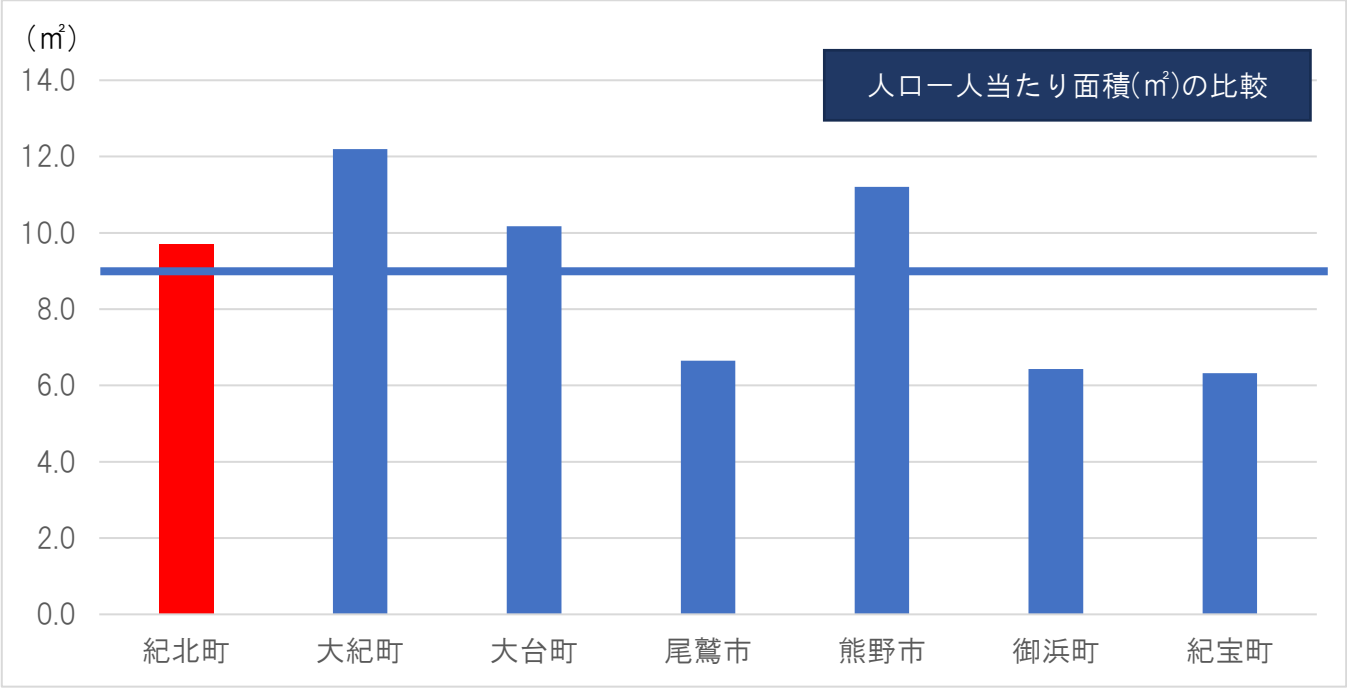

※①：延床面積は、各団体の「公共施設等総合管理計画」に記載された建築系公共施設（公営企業施設を除く）の合計面積

※②：人口は 2024 年５月時点（各団体の住民登録数から引用）

今後の人口減少や施設老朽化を考えると、本町の公共施設の中でも一つの課題として、集会施設があります。そこで、近隣自治体の集会施設について、人口一人当たり面積や、人数当たり施設数の比較をしました。（公共施設等総合管理計画で集会施設の面積を把握できない団体は除く）

団体	延床面積（㎡）※③	人口（人）	施設数	一人当たり面積（㎡）※④	一人当たり施設数※⑤
紀北町	17,029	13,990	74	1.2	189
大紀町※⑥	9,049	7,298	－	1.2	－
大台町	16,927	8,317	51	2.0	163
尾鷲市	6,881	15,677	24	0.4	653
熊野市	6,420	15,165	35	0.4	433
御浜町	6,853	7,852	17	0.9	462
紀宝町	5,579	10,208	22	0.5	464
平均値（本町除く）	8,618	10,752	29	0.9	435

本町の集会施設は、人口一人当たり面積は平均値よりも高く、一人当たり施設数は平均値よりも低くなっています。これは、人口に対して面積が多いこと、人口に対して施設数が多いことを示しており、今後の人口減少を考えると、過多になる可能性を示唆しています。

「個別施設計画」策定時の調査では、本町の集会施設は、老朽化率が 79.4%と高くなっており、多くの施設で耐用年数を過ぎていることを考えると、その更新費用の確保や、一人当たりの施設面積や施設数をどのように保持していくのか、が非常に重要と考えています。

本町の公共施設全体について財政面、人口面から、最適な施設規模・施設数をどのように計画するのか、集会施設をどう捉えていくか、が重要な要素を占めていると考えており、引き続き、その在り方を協議して参ります。

※③：延床面積は、各団体の「公共施設等総合管理計画」に記載された集会施設の合計面積（本町は集会施設と公民館の合計）

※④：2024 年５月時点の各団体人口の一人当たりの集会施設の面積

※⑤：人口÷施設数で計算し、数字が低いほど、人口当たりの施設数が多いことを示します。大紀町を除く数値です。

※⑥：大紀町は、集会施設数が不明、面積は同町計画からの推測値

（３）公共建築物の将来の更新費用

固定資産台帳を基に、本町の施設を保有し続けるために必要な将来更新費用の試算を、以下の条件に基づき行いました。

＜試算条件＞
①耐用年数、取得金額は固定資産台帳記載のとおりとします。（法定耐用年数）
②耐用年数の半分経過時に修繕期間２年（金額は取得価額×0.57※⑦）とします。
③積み残し※⑧改修は修繕期間 10 年間、積み残し建替は建替期間 10 年間とします。
④建替えは、耐用年数満了時に建替え期間３年（金額は取得金額のまま）とします。
※工作物は、耐用年数満了時に取得価額と同額で更新することとし、試算時に耐用年数を迎えている資産は今後 10 年間で均等に更新することとします。

結果として、現在の公共建築物を保有し続けた場合、2025 年から 2057 年までの合計で約 343.8 億円（10.4 億円/年）が必要となることが想定されます。

2023 年３月の本計画改訂時は、総務省が提供する「公共施設等更新費用試算ソフト」による全国一律の数値を用いた試算でしたが、今回は固定資産台帳を基に試算を行うことで、本町独自の取得金額や耐用年数等を特定した上で将来負担額の明確化を行いました。

今回の試算では、１年間で 10.4 億円必要なのに対して、過去５年の投資的経費実績は 3.9 億円のため、毎年約 6.5 億円が不足する見込みです。

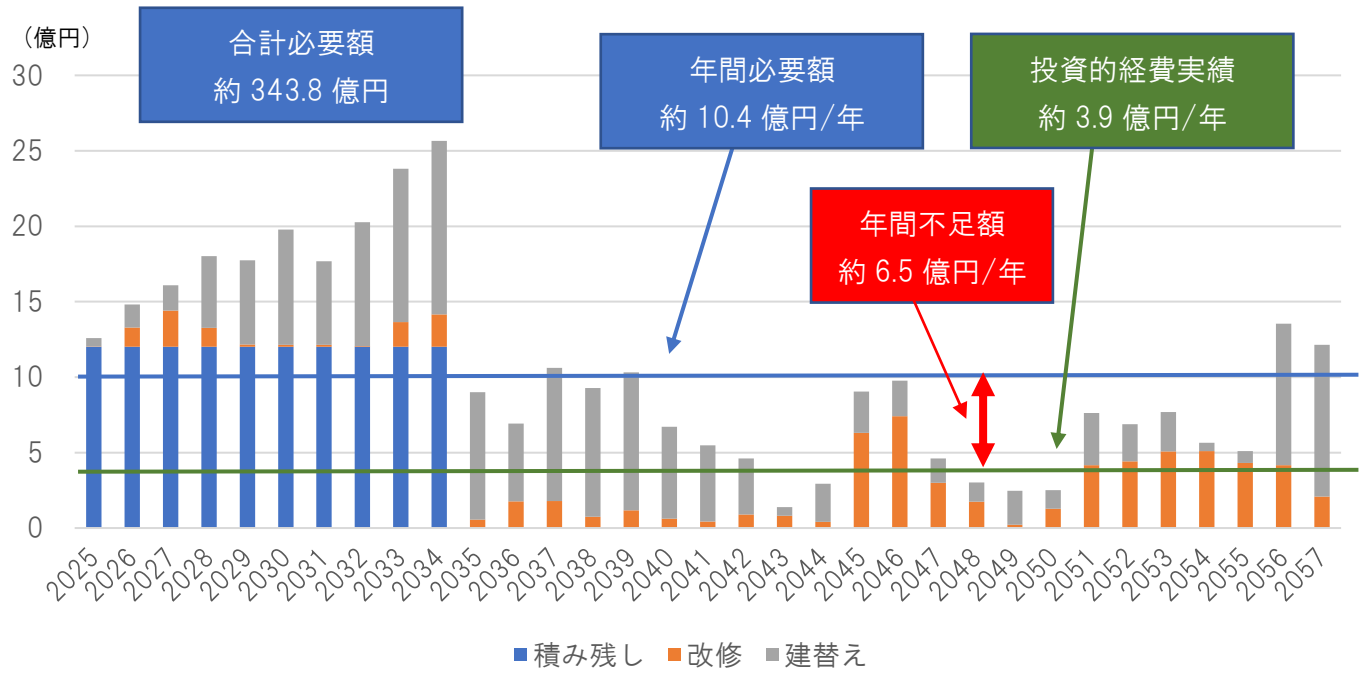

※⑦：0.57＝総合管理計画策定で利用した「公共施設等更新費用試算ソフト」の改修と建替えの初期設定単価の差の平均値
※⑧：積み残しとは、試算時点で改修や建替実施年数を既に経過し、改修・建替えされずに残されているケースです。なお、試算時に、償却率が85%以上経過しているものについては、建替えの時期が近いので、改修は行わずに耐用年数を迎える年度に建替えをするものとしています。一定時期に費用が集中することを避けるため、試算時より今後10年間で均等化することとします。

（４）インフラ施設の状況

公共施設等の課題解決を実施していくためには、公共建築物だけでなく、インフラ施設（道路・橋りょう・水道等）の保有についても、分析していく必要があります。また、これらインフラ施設は、社会経済活動や地域生活を支える社会基盤として、日常の交通機能等とともに、防災対策としても重要な役割を担っているため、不可欠な施設と考えます。

次にインフラ施設の保有状況と推移は、以下のとおりです。

町道		2019 年度末	2022 年度末
町道 1 級	道路延長(km)	22.9	22.9
	面積(k ㎡)	0.2	0.2
町道 2 級	道路延長(km)	21.0	21.5
	面積(k ㎡)	0.1	0.1
町道その他	道路延長(km)	202.8	203.1
	面積(k ㎡)	1.0	1.0
合計	道路延長(km)	246.7	247.5
	面積(k ㎡)	1.3	1.3

農道		2019 年度末	2022 年度末
農道	道路延長(km)	34.4	34.4
	面積(k ㎡)	0.12	0.12

林道		2019 年度末	2022 年度末
林道	道路延長(km)	90.9	90.9
	面積(k ㎡)	337,085	337,085

橋りょう（町道）	2019 年度末	2022 年度末
橋りょう数(橋)	254	255
延長(m)	2,574.5	2,582.7

橋りょう（農道・林道）	2019 年度末	2022 年度末
橋りょう数(橋)	38	38
延長(m)	477.4	477.4

水道		2019 年度末	2022 年度末
導水管	延長(m)	957	957
送水管	延長(m)	14,165	14,167
配水管	延長(m)	230,963	231,236

トンネル（町道）	2019 年度末	2022 年度末
町道（箇所）	2	2

トンネル（農道・林道）	2019 年度末	2022 年度末
町道（箇所）	1	1

【主なインフラ施設の減価償却率の推移】

	2020 年度末	2022 年度末
町道	62.7%	65.6%
橋りょう	66.3%	68.1%
上水道	51.9%	55.8%
トンネル	36.3%	35.7%

※水道は公営企業法適用後の数値

（５）インフラ施設の将来の更新費用

インフラ施設の更新費用は、以下の条件に基づき、公共建築物と同様に、固定資産台帳を用いて将来更新費用を試算しました。

◆道路（舗装）
①試算時点で耐用年数を迎えている資産は、今後 10 年毎均等に工事することとします。
②固定資産台帳記載の金額、耐用年数（法定耐用年数：10 年）で更新することとします。

◆橋りょう、水道、トンネル
①全資産を、記載された耐用年数経過時に、取得価額と同額で更新することとします。
②費用の集中を避けるため、試算時に既に耐用年数を迎えている資産は、今後５年間で均等に工事することとします。

試算結果は、現在のインフラ施設を保有し続けた場合、2025 年からの 2057 年までの合計で、約 229.6 億円（年平均 7.0 億円）の更新費用が必要になると想定されます。過去５年間の投資的経費実績から見ると、実績額が 3.4 億円に対して必要額が 7.0 億円のため、毎年 3.6 億円が不足する見込みです。また、道路は舗装部分だけの試算となるため、実際には、試算結果以上の費用が必要となることが予測されます。

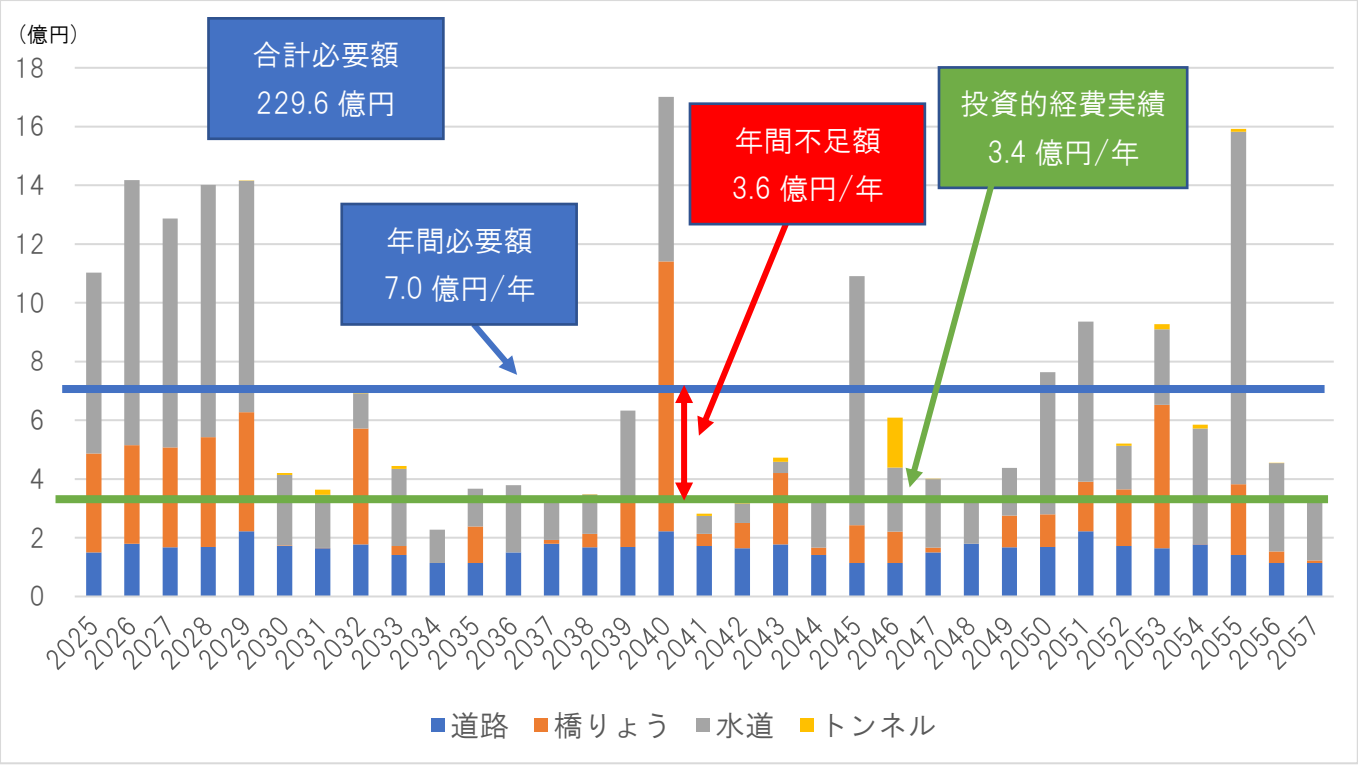

種別	道路	橋りょう	水道	トンネル
計画期間内の合計必要額	53.1 億円	55.0 億円	118.4 億円	3.2 億円
必要年額	1.6 億円	1.7 億円	3.6 億円	0.1 億円
過去５年の投資的経費平均額	2.0 億円	0.6 億円	0.7 億円	0.1 億円

４．長寿命化対策をする場合の将来の更新費用

４－１　公共建築物長寿命化による建替え年数の延長

（１）耐用年数（寿命）の考え方

本章３-（３）及び（５）では、「統一的な基準による地方公会計制度」に基づいて本町が毎年度更新している固定資産台帳を基に将来必要額の試算を行った際、耐用年数は固定資産台帳記載の数値を用いました。

一般的に耐用年数は、次の４つに分類されます。

物理的耐用年数	公共建築物躯体や部位・部材が、物理的原因等により劣化し、要求される限界性能を下回る年数
経済的耐用年数	継続使用のための補修・修繕費や、その他の費用が、改築または更新費用を上回る年数
法定耐用年数	固定資産の減価償却費を算出するために税法で定められた年数 （固定資産台帳で採用）
機能的耐用年数	使用目的が当初計画から変更、または、建築技術等の進展や環境的変化等に対して陳腐化する年数

上記のうち、物理的耐用年数が、その他の耐用年数より長くなることが一般的ですが、固定資産台帳では法定耐用年数を採用しており、それに基づいた試算を行ったのが、本章３-（３）及び（５）です。

近年、「予防保全型管理」として、日常の点検や法定点検等により異常の有無や兆候を事前に把握・予測することで計画的に修繕を行い、故障による停止や事故を防ぎ、建築物の部材を適切に保全することで長寿命化を図る取組が増えています。

本町でも、予防保全型管理の考え方に基づいて、法定耐用年数よりも長く公共施設等を使用できるよう、適切な維持管理を図っていくことが必要と考えます。

（２）長寿命化対策の考え方

公共施設等を長寿命化するために、計画的に修繕等の保全を進めて行くためには、計画の基準となる更新年数を定める必要があります。それを基に、将来の更新費用がどの程度必要になるのか試算をすることが可能となります。

前述したように、公会計で利用している固定資産台帳では、法定耐用年数を採用しています。本章３-（３）及び（５）の試算結果は、法定耐用年数が経過した時点で更新する場合の見込み額ですが、本町のこれまでの公共施設等への取組の状況を鑑みると、点検とそれに伴う修繕を行うことにより、法定耐用年数以上の期間、利用しています。また、公共建築物は、法定耐用年数を超える前に改修することで、実際に使用できる期間を延長できると考えられます。これらのことから、今回の長寿命化対策を行う場合の将来負担コストについては、適切な点検や修繕及び改修を行うことにより、法定耐用年数以上の期間、利用できると仮定して試算します。

その場合の建築物の更新時期は、「建築物の耐久計画に関する考え方」（（社）日本建築学会）が提案する

算定式や施設使用の限界年数の考え方に基づいて設定し、公共建築物の耐用年数を次のとおり考察します。

公共建築物の構造		公共建築物の耐久計画における耐用年数	耐用年数（上限値）	耐用年数（平均値）
SRC 造 RC 造	高品質	80～120 年	120 年	100 年
	普通品質	50～80 年	80 年	65 年
S 造	普通品質	50～80 年	80 年	65 年
	軽量鉄骨造	30～50 年	50 年	40 年
CB 造		30～50 年	50 年	40 年
木造		30～50 年	50 年	40 年

※SRC 造・RC 造の高品質、普通品質の区別は、耐久性の高低によります
※S 造の普通品質、軽量鉄骨の区別は、骨格材の厚みによります

上記で示すとおり、構造別の耐用年数には下限と上限に大きな幅があることから、予防保全型の管理とする公共建築物の建替年数を、その幅の中で決定する必要があります。

建設から建替までに、設備や機能が劣化することや、今後の人口減少等社会的要因による施設用途の変更が考えられること等から、耐用年数は、上限値ではなく、より安全かつ効果的に利用できる値として、平均値を採用します。

この平均値は、「建築工事標準仕様書（JASS5 鉄筋コンクリート工事・日本建築学会）」における鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）造・鉄筋コンクリート（RC）造の構造躯体の目標耐用年数と同じ値であります。

（３）公共建築物長寿命化対策を行う場合の将来の更新費用試算

長寿命化対策を行う場合の将来更新費用試算と効果額の算出を行いました。算出の条件として、以下を設定し、耐用年数については、（２）の考え方に基づき、下表のとおりとしました。

＜試算条件＞
①耐用年数満了時に、取得価額と同一額で建替
②耐用年数の半分を経過時に、取得価額の約６割の額で改修

構造	耐用年数（平均値）
RC 造（鉄筋コンクリート）	65
SRC 造（鉄骨鉄筋コンクリート）	65
S 造（鉄骨コンクリート造含む）	52※⑨
木造	40
その他	40
附属設備	20

※⑨：普通品質の平均値（65 年）と軽量鉄骨造（40 年）の平均値

これらの条件により、試算した結果、公共建築物の長寿命化対策を行う場合の将来必要額は、以下のとおりとなりました。

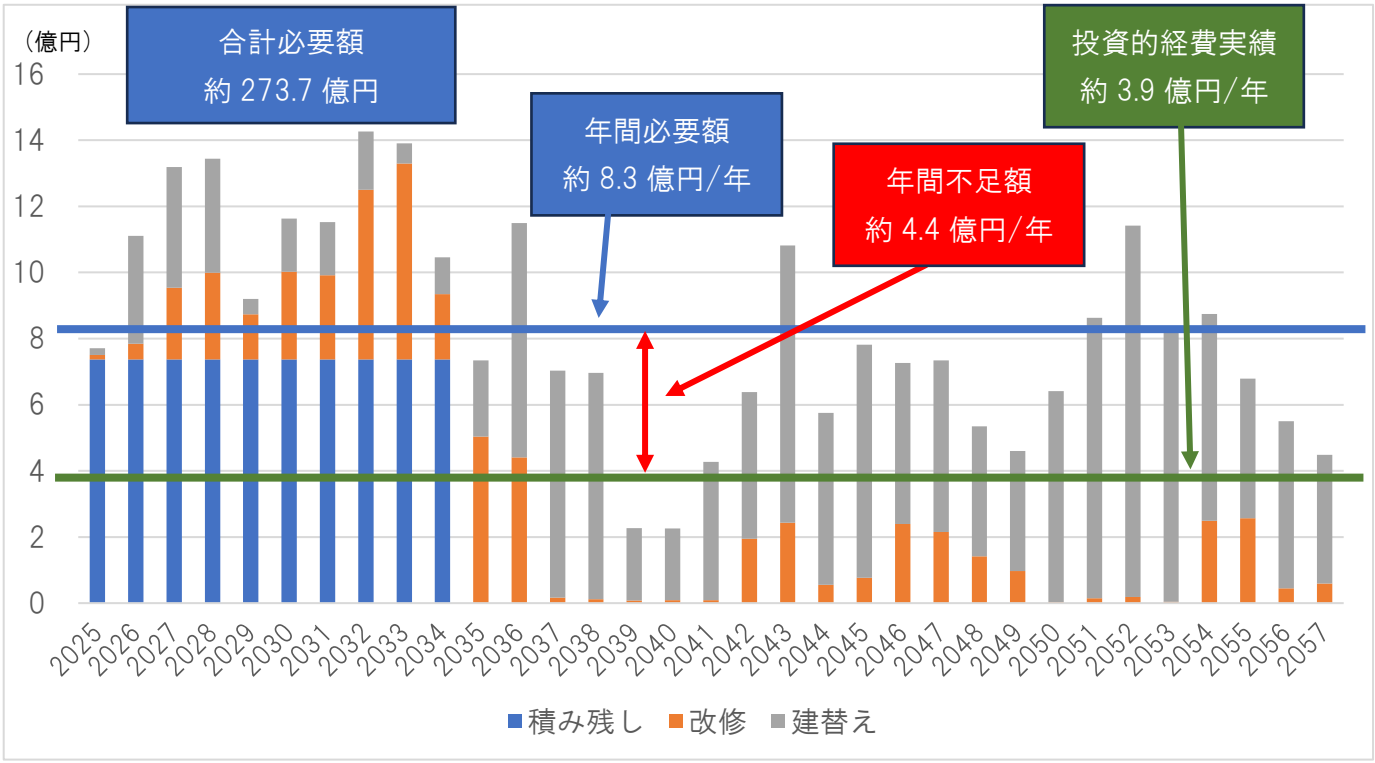

＜試算結果＞

長寿命化対策を行い、全施設を保有するために必要な金額は、2025 年から 2057 年までの合計で、約 273.7 億円（約 8.3 億円/年）となります。

本章３-（３）で示したように固定資産台帳を用いた耐用年数満了時に建替えを行う試算では、約 343.8 億円（約 10.4 億円/年）だったため、長寿命化により、将来必要額は抑えられることになりますが、投資的経費（普通建設事業費）の既往実績額（過去５年間平均）が約 3.9 億円/年に対して、必要な金額は約 8.3 億円となるので、長寿命化対策を実施しても、費用を賄うことができない予測です。

４－２　インフラ施設長寿命化による更新年数の延長

（１）耐用年数（寿命）の考え方

インフラ施設についても、法定耐用年数が採用されています。インフラ施設は、住民の生活に密接に関わる施設が多く、その取扱いや考え方は公共建築物とは異なりますが、本章４－１－（１）で示したように、予防保全型管理の考え方に基づいて、法定耐用年数よりも長くインフラ施設を使用できるよう、適切な維持・管理の対策を図っていく必要があると考えます。

（２）長寿命化対策の考え方と更新年数の設定

インフラ施設も、長寿命化するために、計画的に修繕等の保全を進めて行くためには、計画の基準となる更新年数を定める必要があります。次の考え方に基づいて更新年数を設定することとします。

①道路（舗装）

本町では、多くの舗装路面がアスファルトで、法定耐用年数は 10 年です。

今回の試算においては、「道路設計要領（中部地方整備局　第６章)」における、一般国道の設計期間に基づき、舗装路面の耐用年数を 20 年と設定することとします。

②橋りょう

橋りょうは、固定資産台帳では構造別に耐用年数が設定されており、最長で 60 年となっています。今回の試算においては、「道路橋の寿命推計に関する調査研究（国土交通省　国土技術政策総合研究所)」で示されている内容を踏まえ、また、「紀北町 橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて、日常点検等の維持管理による長寿命化対策を行うことで、固定資産台帳で設定されている耐用年数の 1.5 倍は使用可能と判断し、試算することとします。（その間、適切な維持管理を行うことを前提としますが、維持管理に必要となる点検費用等は試算結果に含まないこととします。）

③水道

上水道管の使用可能年数は、管の素材や敷設箇所等、様々な要因によって異なります。そのため、管ごとに使用可能年数を設定することは難しいと考え、「水道におけるアセットマネジメント実使用年数に基づく更新基準の設定例厚生労働省」で示されている実使用年数の設定値例の平均値を使用可能年数と設定します。水道管については、同資料内で実使用可能年数として設定されている 40 年～80 年の平均値を採用し、長寿命化の試算を行います。以上をまとめると、次のとおりとなります。

分類	使用可能年数	分類	使用可能年数
管	60 年	機械	24 年
土木	73 年	計装	21 年
電気	25 年	附帯設備	20 年

④トンネル

トンネルは劣化予測判断が困難なため、長寿命化耐用年数の設定は考慮しないこととします。

（３）長寿命化対策を行う場合の将来の更新費用試算

インフラ施設の長寿命化対策を行う場合の将来の更新費用試算は、以下のとおりとなりました。

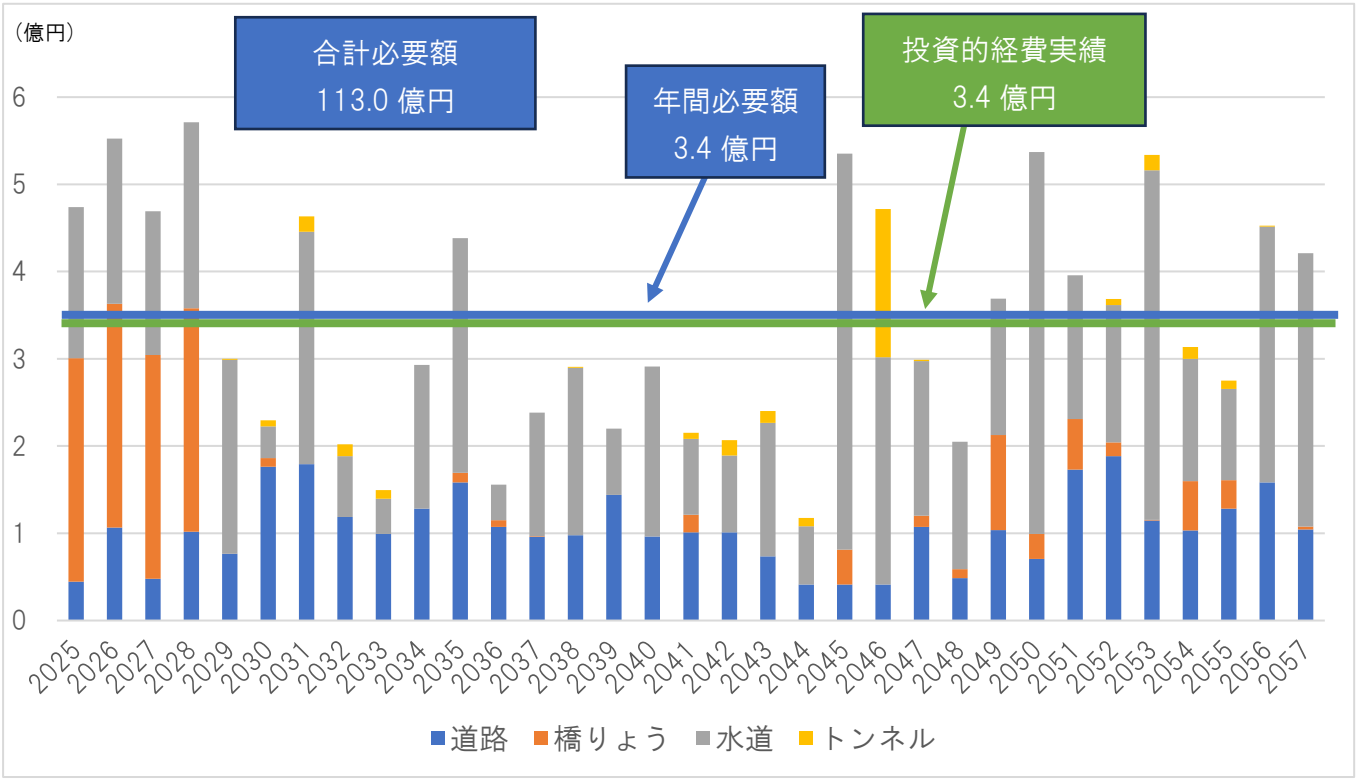

＜試算結果＞

長寿命化対策を行い、全施設を保有するために必要な金額は、2025 年から 2057 年までの合計で、約 113.0 億円（約 3.4 億円/年）となり、過去５年の投資的経費実績とほぼ同じです。

本章３-（５）で示したように固定資産台帳を用いた耐用年数満了時に建替えを行う試算では、約 226.4 億円（約 6.9 億円/年）だったため、長寿命化により将来の更新費用は大きく抑えられることになります。

（４）対策の効果額

長寿命化対策による効果額は以下のとおりです。

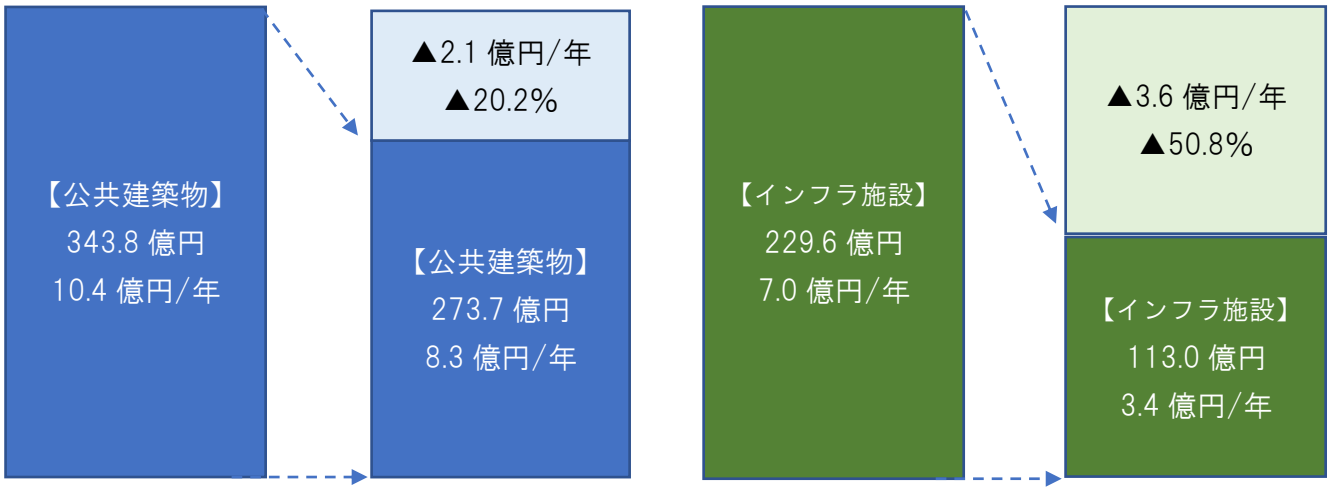

５．公共施設等に係る課題

（１）資産削減目標の設定

本町の人口は、人口ビジョンの推計によると、今後、減少する予測となっています。また、人口減少に伴って税収の減少も予測されています。

本章での試算では、公共建築物ならびにインフラ資産、どちらも、過去の投資的経費よりも、更新費用が多くなる結果となりました。そのため、本町では資産を削減していく必要があると考え、次のとおり、人口動向と財政の２つの視点から計算し、公共建築物の削減目標を設定します。

なお、インフラ資産については、削減の必要性が試算では見て取れますが、町民の生活に直結する分野のため、本計画内での削減目標は立てないこととします。

A：人口動向の視点

将来の適切な施設規模となるよう、本町の公共施設全体の方針を定める本計画においては、人口動向面からの施設削減率の設定が重要と考えます。

各年の人口数値は、本章１－（１）の数値を活用して試算しますが、本計画の期間となるべく揃えるため、2020 年から 2050 年の人口減少比較を行い、5 年ごとの減少平均値から、2060 年の人口を推計し、2020 年と 2060 年の人口減少率を算出することによって、試算削減率を算定することとします。

人口動向面から試算する、資産減少率は、次のとおりです。

年	人口	５年減少率
2020 年	14,604	
2025 年	12,755	12.7%
2030 年	11,275	11.6%
2035 年	9,865	12.5%
2040 年	8,571	13.1%
2045 年	7,395	13.7%
2050 年	6,336	14.3%
	５年減少率平均値	13.0%
2055 年	5,513	
2060 年	4,797	

本計画の対象期間である、2018 年から 2057 年の 40 年間に、なるべく近づけるため、2020 年と 2060 年の 40 年間の減少率を算出します。

年	人口	減少率
2020 年	14,604	
2060 年	4,797	67.2%

施設削減率：67.2%

B：財政面

本章４－１で試算した、長寿命化対策を行う場合の将来必要額と、本町がこれまで公共施設に投じてきた投資的経費の実績値を比較することで、資産の削減率を算出します。

8.3 億円（長寿命化対策を行う場合の将来必要額）― 3.9 億円（投資的経費の実績平均値）

8.3 億円（長寿命化対策を行う場合の将来必要額）

A、B の算出結果を踏まえて、本町の公共建築物の延床面積を、本計画期間内に 50%削減することを目標とします。

（２）公共施設等の維持・更新に要する費用と財源への対応

本章２で示したように、本町の歳入状況を見ると、町税が横ばいである一方、歳出を見ると、人件費及び扶助費が増加傾向です。今後、人口が減少していく中で、歳入である町税の減少が予測され、高齢者の占める人口割合が増加するなど、経常経費となる扶助費の額も上昇していくことで、公共施設等に充てられる費用は減少していくことが予測されます。

このような中、公共施設等の老朽化は着実に進み、多くの費用が必要となることが試算結果から判明しました。また、長寿命化の対策を行うことで、財政的な負担が、やや少なくなることが分かりました。

ただし、将来にわたり、現在の公共施設等、特にインフラ施設を保持し続けるためには、その維持や保全に係る支出を賄える財源の確保策は必要です。

本町では、現在の投資的経費を将来に渡って維持することは困難と想定されるため、2031 年度までを対象とする「紀北町長期財政計画」の推計により、公共施設等の維持管理に充当可能な財源である投資的経費（普通建設事業費）の見込みを把握します。ただし、推計にあたっては、本町における今後の人口推計や現在想定されうる特殊要因のみに連動した簡略的な推計であるため、今後の税制改正や人員配置の変更等は考慮していません。

■歳入の見込み

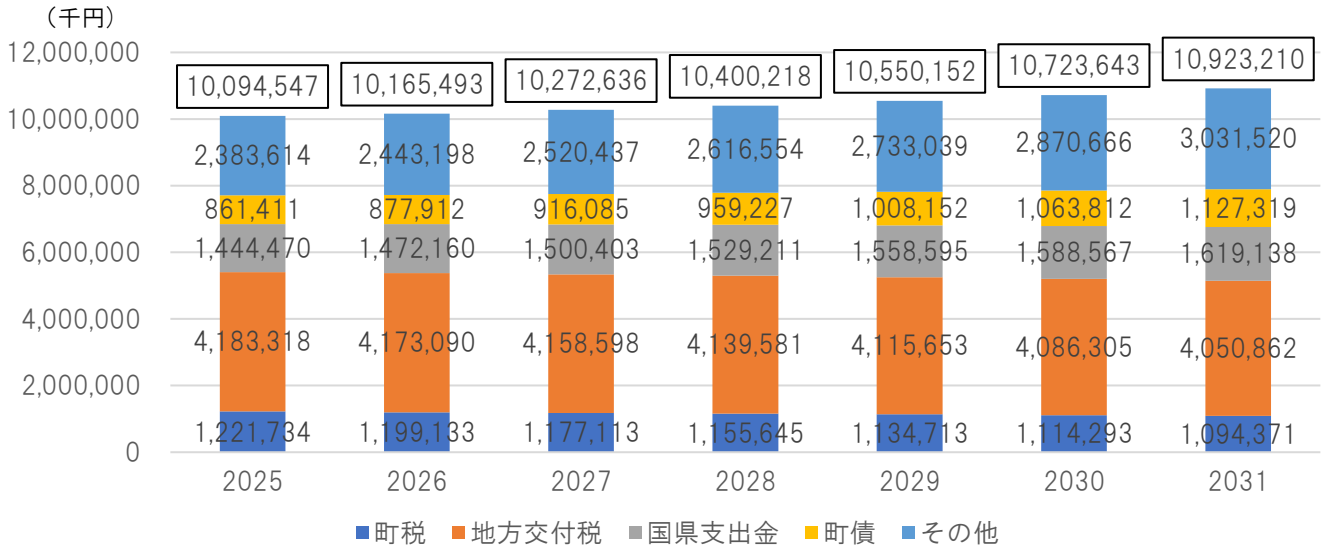

■歳出の見込み

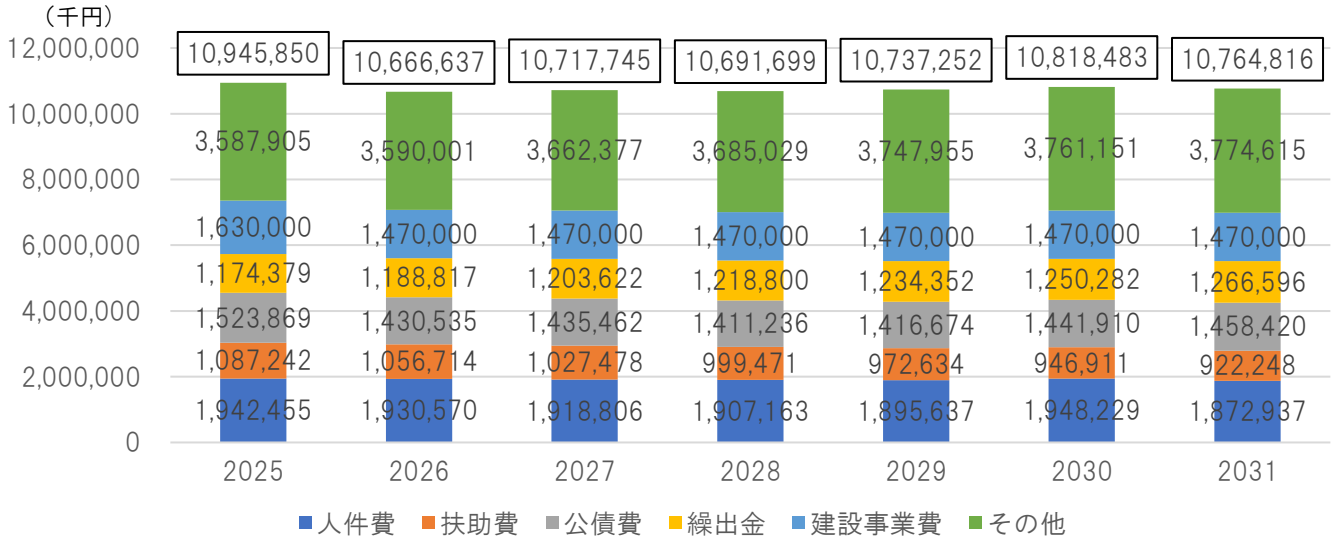

（出典：「紀北町長期財政計画」）

■充当可能財源の見込み

公共施設等については老朽化が年々進むことが想定されますが、本章２-（２）で示した過去 10 年間の投資的経費実績（平均：15.4 億円/年※⑩）と、本項「歳出の見込み」で示した将来の投資的経費予測（2025～2031 年度平均：14.9 億円/年）とで、それほど差がなく、充当可能財源はほぼ横ばいであることがわかります。

限りある財源から、公共建築物に投じることができる投資的経費を次のように算出します。なお、算出にあたり、本計画の対象外施設となる河川や漁港等施設への経費（過去５年間の平均：4.7 億円/年）と、インフラ施設の整備を差し引くものとします。

A：耐用年数経過時に更新する場合

14.9 億円（将来の投資的経費/年）― 4.7 億円（対象外施設への経費） ＝ 10.2 億円 ― 7.0 億円（本章３-（５）試算 インフラ更新費用/年） ＝ 3.2 億円（公共建築物に投じることができる額/年）― 10.4 億円（本章３-（３）試算 公共建築物更新費用/年） ＝ マイナス 7.2 億円/年

B：長寿命化対策を施して更新する場合

14.9 億円（将来の投資的経費/年）― 4.7 億円（対象外施設への経費） ＝ 10.2 億円 ― 3.4 億円（本章４-２-（３）試算 インフラ更新費用/年） ＝ 6.8 億円（公共建築物に投じることができる額/年） ― 8.3 億円（本章４-１-（３）試算 公共建築物更新費用/年） ＝ マイナス 1.5 億円/年

上記のとおり、長寿命化対策を施す場合でも、本町全体の公共建築物等を整備する財源が不足すると予測されることから、施設削減とコスト縮減に努める必要があると考えています。

（３）固定資産台帳や財務書類の活用

本章では、固定資産台帳を活用した将来必要額の試算を行いました。本町固有のデータでの試算のため、信憑性の高い試算結果であると考えます。地方公会計制度の一環で整備している固定資産台帳は、本町全体の施設マネジメントに活用できる情報源となるため、今後、より一層、各施設の担当課の意識を高め、更新の精度を上げて情報の充実を図り、コスト縮減のための現状把握や対策検討、実効策の結果確認等のために施設別セグメント分析を行う、公会計で作成する財務書類も活用するなどして、多角的に施設の維持管理運営に当たることとします。

※⑩：本章２－（２）歳出の 2014 年度～2023 年度の「投資的経費」の年間平均額

第２章　公共施設等に関する基本方針

１．全庁的な取組体制の構築やＰＤＣＡサイクルの推進方針

本計画の対象は、本町が保有する全ての公共施設等であることから、全庁的な体制で取組みを推進していくために、企画部門、財政部門、管財部門と公共施設等を実際に管理している所管部門が連携しながら、公共施設等の点検や修繕履歴の蓄積や分析などの施設情報の管理と共有化、本計画の進捗管理を行います。

また、本計画で定めた方針や内容について、不断の見直しを行うためにも、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のプロセスを順に実施する PDCA マネジメントサイクルによる、適切な実績評価や分析及び進捗管理を行います。

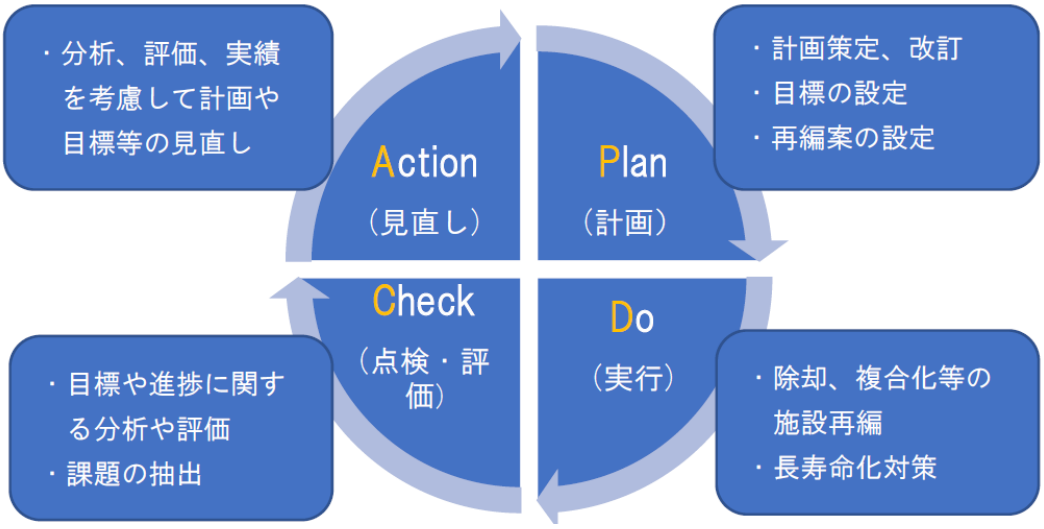

２．公共施設等の管理に関する基本的な考え方

（１）点検・診断等の実施方針

点検・診断等は、建築物の機能や性能を適切に保つために、建築物や設備機器の異常・劣化等の状態を調査することであり、不具合が大きなトラブルにつながる前に必要に応じた対応措置を行い、施設を適正に維持管理していくための重要な作業のひとつです。

したがって、法律や国の技術基準等に準拠し、既存の長寿命化計画に照らし合わせて、専門的見地から適正に調査、点検及び診断を実施します。

また、法令に定められた点検はもとより、日常的に施設の不具合等に気を配り、早期発見に努めるため、データを集積、記録して残しておくことが重要です。

そこで、調査、点検及び診断した結果は、この計画の見直しに反映できるよう、データを集約、蓄積、管理する仕組みを構築し、実行します。

（２）維持管理・更新等の実施方針

適切な点検や診断の実施により、施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う、事後的管理ではなく、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕を実施することで、機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理を可能とすることに加え、環境負荷の低減や将来的な事業費の平準化等ライフサイクルコスト（建築物や土木構造物における企画・設計から建設・運用した後、解体に至るまでの期間に必要とされる総費用）の低減に留意することが重要です。

そのため、公共施設等の健全性を確認し、良好な建物は長期に使用するため、特に重要な部位（屋根・屋上・外壁）は点検・診断に基づき早期の劣化対策を実施するなど、施設別に検討を進めていきます。

（３）安全確保の実施方針

点検・診断等により危険性が認められた公共施設等について、ソフト・ハードの両面から安全を確保します。

安全の確保にあたっては、災害拠点かどうか、多数の住民の利用がある施設であるかどうかなどの視点から、対応の優先度を検討します。

また、経年劣化による外壁の崩落などの危険性が高い施設については、不慮の事故に繋がらないよう緊急の修繕等の措置をとるなど、適切な処置を講じます。

（４）耐震化の実施方針

公共建築物の多くは、災害時には避難所としても活用されるため、耐震化を着実、計画的に実施しており、耐震化が完了していない一部の建築物については、改修時期等を踏まえ順次対応していきます。

また、インフラ施設については、市民生活における重要性や緊急性等の観点から優先度を判断し、引き続き耐震化を推進します。

（５）長寿命化の実施方針

予防保全の実施により、施設の長寿命化が図れる一方で、施工当時、公共施設等に求められていたニーズが変化してきていることも事実です。全ての施設を単に長寿命化するのではなく、その施設を利用して提供されているサービスが将来にわたって必要なものであるか、その規模は変化していないかなど、サービス面からも検証し、現在のニーズに適合する計画的な長寿命化の実施を検討します。

なお、既に長寿命化計画が策定されている公共施設等については、本計画の内容を踏まえつつ、当該計画に則り、長寿命化を推進していきます。

（６）ユニバーサルデザイン化の推進方針

本町の総合計画でも掲げているように、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」等に基づき、新たに公共施設等を整備する場合や、既存施設の改修工事等を実施する際には、障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、誰もが利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザイン化を推進します。

（７）脱炭素化の推進方針

脱炭素社会実現のため、本町では、近隣５町とともに「ゼロカーボンシティ」を 2021 年４月に宣言しました。今後の公共建築物の相互利活用等の連携を検討し、施設の有効活用を図ることで脱炭素化にも取り組むこととします。

また、2024 年６月策定「地球温暖化対策実行計画（第４次計画）」のもと、温室効果ガス抑制効果が期待できる取組の推進や、再生可能エネルギーの導入や、LED 照明灯等の省エネ性能に優れた機器等の導入など、公共施設等における脱炭素化に向けた取組を推進します。

（８）統合や廃止の推進方針

今後の人口減少社会にあっては、現在と同種・同規模の公共施設等を維持する必要性は低下していくことから、町行政の遂行や町民の安全・安心、利便性に支障をきたさないよう配慮した上で、利用状況や公共サービスのニーズ、公共施設等を維持しなければサービスの提供が困難にならないか、民間施設の利用の可能性などについて検討し、拡充、縮小、転用、統合、廃止等により公共施設等の配置の最適化を図っていきます。

（９）地方公会計（固定資産台帳等）の活用

地方公会計の活用として、固定資産台帳や財務書類から、施設類型別財務書類の作成や指標分析等を行い、公共施設等のマネジメントへの活用を図ります。

第３章 公共建築物の施設類型ごとの管理に関する基本方針

将来の人口動態や少子高齢化の進展、施設の利用・コスト・老朽化の状況等、公共施設等に関わる様々な状況を踏まえ、適切な規模での施設管理を意識した取り組みとするため、各分野において内容を十分理解するとともに、横断的かつ積極的な取組によって、成果を上げることができるよう、全庁を挙げて取り組んでいきます。

第１章で試算したように、本町では将来的に施設削減の必要性があり、2024 年３月策定「個別施設計画」では、個別具体的な将来施設方針を定めました。ここでは、「個別施設計画」と連動するように、施設類型ごとの基本方針を定めます。

施設群	基本方針
集会施設	地区と協議し、集約化するように努めます。
公民館	地区と協議し、集約化するように努めます。 一部施設については長寿命化を図ります。
文化施設	修繕等を計画的に行い、現状維持に努めます。
博物館等	修繕等を計画的に行い、現状維持に努めます。
スポーツ施設	修繕等を計画的に行い、現状維持に努めます。
ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ施設・観光施設	修繕等を計画的に行い、現状維持に努めます。
保養施設	修繕等を計画的に行い、現状維持に努めます。
産業系施設	修繕等を計画的に行い、長寿命化を図ります。 一部の施設については協議を行い、移譲を目指します。
学校教育系施設	複合化、多機能化を図るように努めます。
教員住宅	一部施設は廃止に向けて協議を行い、その他の施設は現状維持に努めます。
その他教育施設	修繕等を計画的に行い、現状維持に努めます。
幼稚園・保育園・こども園	一部の施設については、廃止に向けて協議を行います。
高齢福祉施設	修繕等を計画的に行い、現状維持に努めます。
障がい福祉施設	修繕等を計画的に行い、現状維持に努めます。
保健施設	複合化、多機能化を図るように努めます。
庁舎等	修繕等を計画的に行い、現状維持に努めます。
消防施設	修繕等を計画的に行い、現状維持に努めます。
その他行政系施設	修繕等を計画的に行い、現状維持に努めます。
公営住宅	修繕等を計画的に行い、長寿命化を図ります。一部の施設については、廃止に向けて協議を行います。
公園	修繕等を計画的に行い、現状維持に努めます。
供給処理施設	修繕等を計画的に行い、現状維持に努めます。
その他	修繕等を計画的に行い、現状維持に努めます。
上水道施設	計画的に更新を行い、安定供給を図ります。
排水機場施設	修繕等を計画的に行い、長寿命化を図ります。

第４章 フォローアップの方針等

１．フォローアップの実施方針

今後、「本計画」を進めていくためには、公共施設等の維持管理運営、点検・診断結果、修繕内容等を記録した情報をとりまとめ、情報を把握する中で進捗管理を行い計画のフォローアップを行っていきます。

また、「本計画」は施設に特化した計画ではあるものの、その全てが町民サービスに直結することから、本町の将来像を実現するための「総合計画」との連動が重要であり、そのため、「本計画」は不断の見直しをするとともに、「個別施設計画」と連動した取り組みを実行し、「総合計画」策定の時期に合わせて見直しを行っていきます。

２．庁内の情報管理と共有

本町の行政財産の管理は、統一的な基準による地方公会計制度で整備している固定資産台帳を活用しています。本町の施設マネジメント全体にとって有効なデータとして今後の更なる活用について、その情報管理と共有を進めていきます。

また、「本計画」を進めていくためには、公共施設等の総合的な維持管理を推進する必要があるため、職員一人ひとりの役割に応じた知識の習得が必要になることもあり、職員研修の実施を検討し、情報の共有と意識の醸成を図っていきます。

３．町民との情報共有

公共施設等は、町民生活に直結した行政サービスを提供するのに不可欠なものであり、そのことからも「本計画」を進めていくためには、町民の理解が不可欠であり、「本計画」で定めた方針の実行については、理解を得られるように情報の共有を図っていきます。

紀北町公共施設等総合管理計画
2017 年３月策定　2025 年３月改訂
発行：紀北町 〒519-3292　三重県北牟婁郡紀北町東長島 769 番地 1
ＴＥＬ：0597-46-3112
編集：紀北町役場　財政課